

季刊

# 労働 おきなわ

2006 Spring  
NO.93



沖縄県観光商工部雇用労政課

■ Relay Essay	
沖縄県具志川職業能力開発校校長 西 昇	1
■ 平成17年中小・中堅企業年末一時金妥結状況	2
■ 沖縄県の労働相談の状況	4
■ 平成18年ワークシェアリング講演会開催される	6
平成18年活力ある職場づくり講演会開催される	
■ 具志川職業能力開発校レポート	7
■ INFORMATION	8
ファミリー・サポート・センターのお知らせ	
ゆいワークのお知らせ	
社内コミュニケーション診断（RCS）のお知らせ	
中小企業退職金共済制度のお知らせ	
65歳定年制に関するお知らせ	
労働条件明示強化月間のお知らせ	
育児・介護休業法に関するお知らせ	
労働保険の年度更新のお知らせ	
労働保険の通勤災害保護制度のお知らせ	
労働安全衛生法改正のお知らせ	
石綿による健康被害の救済に関する法律の概要	
■ 労働相談	18
■ 労働委員会だより	19
■ 労働経済指標	20



表紙の絵は第31回勤労者美術作品展写真の部で労福協理事長賞を受賞した栄野比真須江さんの「明日を思う」です。  
裏表紙は、首里城です



## 「知的障害者の訓練」

具志川職業能力開発校 参事兼校長 西 昇

能開校についてのエッセイは、リレー形式に前任者お二人が詳しく紹介してありますので、私は平成16年10月にスタートした知的障害者コース販売実務科についてふれることにします。

就任早々に販売実務科を開設することとなり、超短期間の開設準備が始まりました。この事業は3年間のモデル事業で、しかも全くの異種業種の素人集団が研修を深めながら取り組んだ珍しいケースであるのも大きな特徴の1つであります。

そう云う訳で、このモデル事業が「福祉から自立の道」へと夜明けの船出となりうるか、その取り組みの経緯と現状を紹介することにします。

一般の職業訓練施設に知的障害者コースを設置するのは、全国的にもスタートしたばかりで、正に全国的なモデル事業にもなりうるのです。

6ヶ月間の準備期間とは云え、施設建設、諸備品の調達、カリキュラム編成、訓練生の募集、スタッフの採用、研修・・等と、とにかく試行錯誤しながら、なんとか滑り込みセーフで間に合わすことができました。その取り組みの中で、「訓練生に何をどういう方法で訓練するのか」と云う、最も重要で基本的なことが課題となりました。

まず、スタッフが異種業種の素人集団故に、知的障害者のことを詳しく知る研修を通してカリキュラム編成をすることでした。販売実務科と云うことで、地域のスーパー等の従業員を想定した訓練メニューの設定、現場ニーズに合わせた訓練目標や具体的な訓練内容を教材化していく作業。つまり、オーダーメイド型の職業訓練を目指すと云うことです。スタッフには、スーパー等の現場から生の声や雰囲気をに入れさせ、カリキュラムの題材にさせて、Plan Do Seeが確実に実践できる体制づくりを確認し、10月からの訓練に臨みました。

さて、いよいよ訓練が始まり、その成果を試す職場実習を地域のスーパーさんにお願いし実施致しました。各店長さんには、従業員と同じ目線で指導と評価をしていただきました。その結果、62.2%の、まあまあの合格点をいただきました。今後の課題が分かりましたので、修正したカリキュラムで、現在訓練を実施しているところです。

ところで、一連の職業訓練を通して知的障害者について次のように理解することができました。「一般的な日常生活や仕事をする上で、(①基本的な生活習慣②自立的な生活をする能力③自ら仕事をする能力)に関して、知的な部分に遅れが見られ、(自ら行うのに困難さを伴っている部分)が見られる」と云うことを訓練を通じ認識することができました。スタッフ一同職業訓練をする基本的なことが分かったのです。要するに、「その(困難さを伴う部分)を(小さくするように取り除き)、その(弱い部分を繰り返し強化訓練)すれば、(体で覚え必ず出来る)ようになる」と云うことです。私達にとって大発見です。素人で異種業種のスタッフだからこそできたと自負しています。訓練生も自立しようと、身に付くまで繰り返しの訓練も飽きずに出来るようになり、逞しく成長するのが分かりました。入校前と修了時の彼らは、一人ひとり確かに変身をしているのです。

よって、地域社会で自立自活を希望する彼らに、今必要なことは、能力開発の機会を提供することです。訓練の内容や方法等について独自のカリキュラムを開発推進すれば、必ずや自立自活することを支援することができると確信します。現在、訓練のシラバスづくりをしているところです。

# 平成17年中小・中堅企業年末一時金

## 要求・妥結状況

**平均妥結額517,507円 平均要求額644,587円**

◇ 県雇用労政課では、県内の平成17年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況の結果をまとめました。

この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業181社を対象に、平成17年12月31日時点での要求妥結状況を集計したものです。

◇ 今回の調査では、124社から回答が得られ、そのうち、妥結に至った企業は107社となっている。

◇ 妥結額は、517,507円で、要求額は、644,587円となっている。

ベース平均賃金248,753円に対し、妥結額は、2.08月分となっている。

これを昨年と比較すると、要求額で、28,203円増、妥結額では、14,932円増となっている。

なお、前年の妥結額が分かり、かつ今年の妥結額も把握できた企業同士で比較すると、本年妥結額521,130円、昨年妥結額525,675円となり、4,545円減、率で0.9ポイント下回った。



## 平成17年年末一時金要求・妥結状況（企業規模1,000人未満）

平成17年12月31日現在

事 項 産業区分	妥結集計対象全企業の妥結状況					①のうち前年も妥結した企業の妥結状況	
	① 集計対象 企業数 社	② ベース平 均賃金 円	③ 妥結額 円	⑤ 要求額 円	⑥ ①のうち前 年も妥結し た企業数 社	⑦ 本年の妥 結額 円	⑧ 前年の妥 結額 円
全 産 業 計	107	248,753	517,507	644,587	104	521,130	525,675
製 造 業 計	30	247,640	556,118	659,806	30	556,118	578,240
食 料 品・たばこ	21	242,985	596,011	682,863	21	596,011	601,447
化 学	2	277,880	492,750	621,025	2	492,750	591,986
石 油・石 炭 製 品	2	364,956	694,690	912,224	2	694,690	839,939
窯 業・土 石 製 品	x	x	x	x	x	x	x
鉄 鋼	x	x	x	x	x	x	x
金 属 製 品	2	197,372	341,800	403,160	2	341,800	361,200
輸 送 用 機 械 器 具	x	x	x	x	x	x	x
農 林 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 业	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	3	250,120	418,939	559,531	3	418,939	443,109
電機・ガス・熱供給・水道業	5	247,344	601,577	676,341	5	601,577	594,676
情 報 通 信 業	8	317,533	810,225	1,070,051	8	810,225	798,801
運 輸 業	26	229,560	386,283	591,513	25	396,434	389,510
卸 売・小 売 業	14	225,753	512,319	574,645	12	510,770	502,607
金融・保険業・不動産業	5	271,568	610,254	632,521	5	610,254	599,245
飲 食 店・宿 泊 業	8	230,791	404,051	506,380	8	404,051	419,167
医療・福祉・教育・学習支援業	6	302,820	623,027	673,468	6	623,027	634,297
複合サービス・サービス業	2	254,900	352,780	438,580	2	352,780	352,780

1 数値は、単純平均である。

2 「x」は組合員が少ないため、公表は差し控えました。

# 沖縄県の労働相談の状況

沖縄県では、労政事務所（那覇及びコザ中小企業労働相談所）において、労働者及び使用者並びに県民から、賃金未払いや解雇などの労働問題の解決に向けた相談窓口を設置しております。ここでは、これまでに寄せられた相談事例の一部をご紹介します。

## 1 就業規則の作成について

### 相談者（使用者）

内容：修理工場を経営しており、従業員として正社員5名程度に、アルバイト2～3名が働いていますが、今後、事業拡大のため従業員を新たに採用する計画です。その場合、就業規則を作成する必要があるのか。

回答：就業規則というものは、労働者が職場で守るべき規律や労働条件等に関する事項、例えば労働時間、賃金、解雇や退職金等について定めた規則です。労働基準法では、常時10名以上の労働者を雇用している使用者は、必ず就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届けることが義務づけられています。また、常時10人以上の労働者には、正社員だけでなく、パートやアルバイト等も含めるとされています。

なお、現在あなたの工場は、労働者が10名未満であり、就業規則の作成義務はないが、今後のことを考えると作成していた方が望ましいでしょう。

## 2 賃金不払いについて

### 相談者（労働者 正社員）

内容：ある会社で3年近く働いているが、昨年から全く賃金が支払われず生活に支障を来している。何度も請求しても「ちょっと待ってくれ」と言い逃ればかりして

いる。これから経営者と話し合いもつが、どうしたらよいか。

回答：①経営者との話し合いに際して、未払い賃金の請求書を作成し、文書で要求する。支払のめどが確約されないのであれば、その場で労働基準監督署へ申告することを通告する。  
②内容証明付き郵便で口座振込の期日を指定した未払い賃金請求書を送付する。  
③労働基準監督署に上記の請求書のコピーを提示して相談する。  
④仮に会社が倒産した場合には、未払い賃金の立て替え制度を活用して、労働基準監督署で6ヶ月以内に手続きをする。

これらのことと念頭において、経営者に強く迫り、全額受け取ることができるよう話し合ってください。

## 3 解雇予告手当について

### 相談者（労働者 正社員）

内容：ある会社に10年間勤務していたが、經營者が変わったことを理由に解雇することを同僚1名と共にその場で告げられた。この場合1ヶ月分の解雇予告手当が貰えるか。

回答：即時解雇を告げられたのであれば、解雇予告手当1ヶ月分は当然請求できる。しかし、經營者が変わったことによる解雇は不当解雇に該当するので、解雇撤回も視野に入れたらどうか。労働基準監督

署に相談するのも一つの方法である。その際には同僚と共に行動することが得策です。

## 4 賃金・休暇等について

### 相談者（労働者 正社員）

内容：ある道路舗装会社に勤務しているが、日曜・休日ほど休みがとれない。同時に毎晩残業もしているが、残業手当も支払われないし、年休も皆無である。これらのことについて教えてほしい。

回答：残業すれば時間に応じて割増賃金が請求できるし、休日出勤についても同様である。年休も勤務年数に応じて最長で年間20日間取得できる。

賃金等は、過去2年間に亘って請求することができます。

## 5 退職金の未払いについて

### 相談者（労働者 正社員）

内容：ある会社で営業を担当していたが、昨年退社した。退社に際しては残務処理も行い円満に退社したが、未だに退職金を支払ってくれない。どうすればよいか。なお、退職金については、就業規則に明記されている。

回答：退職金規程が就業規則に明記されているれば退職金は賃金の一部になる。

經營者に「内容証明付き郵便」で請求し、それでも応じなければ「賃金未払い」で労働基準監督署に申し立ててください。なお、退職金の時効期限は、5年である。

## 6 雇用契約について

### 相談者（労働者 正社員）

内容：就職するときに労働条件を記載した雇用契約書を使用者に要求してよいか。

回答：使用者は、労働条件を文書で明示することが義務づけられており、労働者が労働契約書又は労働条件通知書を要求することは当然の権利です。

後日、紛争を生じさせないためにも、採用時に書面をもって労働条件を明らかにすることは大事なことです。

## 7 雇用保険について

### 相談者（労働者 正社員）

内容：雇用保険に加入できる対象はどうなっているか。

3ヶ月の試用期間後、雇用保険が差し引かれているが、他の人は差し引かれていない。私は職業安定所からの紹介であるが、他の人は違う。会社が保険料を納めているか不安である。

回答：雇用保険の加入対象は、一年以上継続して雇用が見込まれることと、週労働時間が20時間以上であれば、強制的に雇用保険に加入させられます。なお、職業安定所でも相談してみてください。

### 労働相談窓口

労働問題でお困りの際にはいつでもご相談ください。

沖縄県労政事務所（那覇中小企業労働相談所）

〒900-0029 那覇市旭町1番地（南部合同庁舎9階）

コザ中小企業労働相談所

〒904-0004 沖縄市中央2-28-1（コリンザ2階）

フリーダイヤル 0120-610-223

## 沖縄県中小企業活力ある職場づくり及び 中小企業勤労者福祉講演会開催される

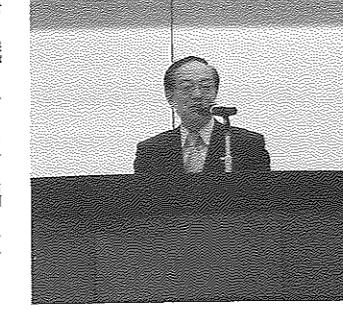
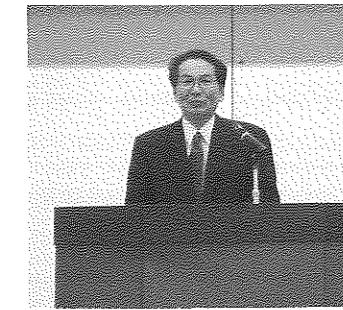
県の中小企業支援事業の一環として、沖縄県中小企業活力ある職場づくり及び中小企業勤労者福祉講演会がロワジールホテル沖縄にて開催されました。

講演会は2部にわけて行われ、第1部はワーク／ライフ・バランスの取組を推し進める必要があると話されました。

第2部は社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター専務理事の松野賢莊氏を講師に迎え「中小企業勤労者福祉サービスセンターの役割と勤労者福祉」というテーマで御講演いただきました。サービスセンターの事業は、中小企業が単独では実施が難しい福祉事業について、スケールメリットを生かし、廉価で良質なサービスを提供することを目標に共済給付、健康増進、余暇活動、老後の生活の安定事業等総合的な福祉事業として推進されていると話されました。また、サービスセンターの知名度が低いことや事業主の認識・反応は多面的であること、国・自治体の厳しい財政事情等を背景としたサービスセンター運営の今後の課題は、良質なサービスの提供、会員規模の拡大、共同化・広域化による事業の拡大であると話されました。

## ワークシェアリング講演会開催される

労働時間短縮と多様な働き方の実現を推進する観点から、沖縄県ワークシェアリング講演会が産業支援センターにて開催されました。ワークシェアリングの先進地・兵庫県から兵庫県経営者協会労働政策担当部長の下川正義氏、連合兵庫副事務局長の長谷川俊氏、沖縄県内から沖縄労使就職促進支援機構ワークシェアリングプロジェクト会議委員の玉城勉氏をお招きし、兵庫県における企業導入の具体的な



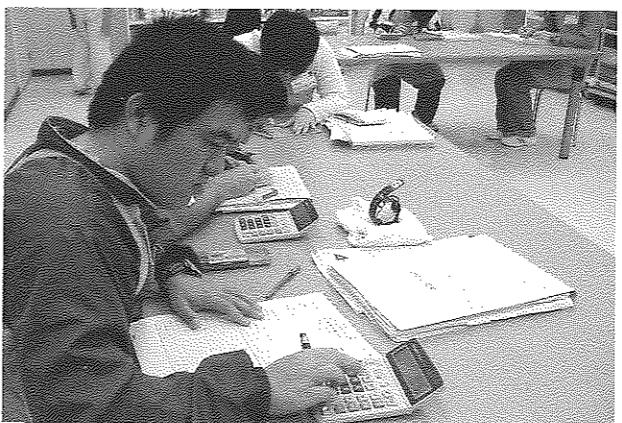
事例や県内におけるワークシェアリング調査結果・考察等について御講演いただきました。

下川氏は経営者側の視点から、長谷川氏は労働者側の視点から兵庫県における事例について説明し、ワークシェアリングによる女性や高齢者の雇用創出や労使双方のメリットを解説しました。玉城氏は県内の自治体や教職現場におけるワークシェアリングによる地域雇用創出について話されました。

## 具志川職業能力開発校 販売実務科訪問レポート

具志川職業能力開発校では、知的障害者を対象としたモデル事業として平成16年10月より販売実務科がスタートしました。販売実務科の訓練目標は「販売実務の技能労働者を希望する方に、その職業に必要な基礎的な知識・技能を習得させ、さらに、潜在的能力の開発と向上を図って、即戦力になりうる人材を訓練する」ことです。1月某日、沖縄県立具志川職業能力開発校販売実務科を訪問しましたので、その様子をレポートします。

取材に行った時間は、電卓の授業中でした。電卓はレジ業務を行う際に必要となる動作であり、受講生は電卓技能検定4級合格を目指し熱心に演習に取り組んでいました。



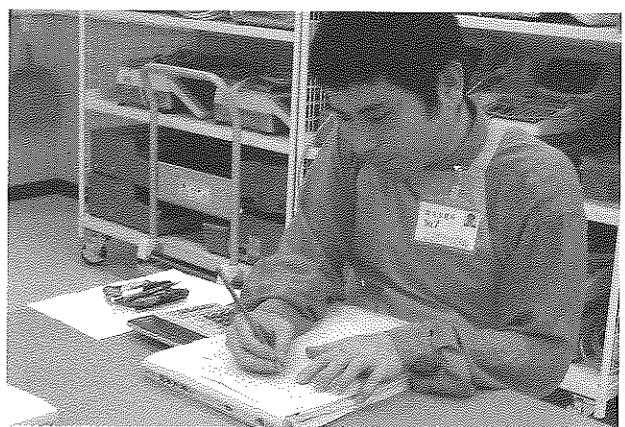
販売実務科のカリキュラムは月曜日から金曜日の08:50～16:05まで行われています。授業内容は電卓演習からOA機器操作や事務補助、実務補助、履歴書の記入方法に至るまで、実際の店舗で働く際に必要となる知識や技術を基礎から学びます。受講生は現在8人で、皆就職という目標に向かって一丸となって頑張っています。

カリキュラムには実際の店舗で働くインターンシップも組まれており、1月16日から20日まで生徒たちは店舗にて朝のミーティングから総菜作り、果物詰め、商品補充、カート回収等

の実際の業務を体験しました。生徒のインターンシップの感想は「自分の手を経た商品が店頭に並ぶことがとても嬉しい」ということでした。受け入れた店舗側は「生徒たちの一生懸命さが他の従業員にも伝わり、周囲に良い影響を与えていた」と高評価だったとのこと。販売実務科の卒業生の中にはインターンシップ先の店舗に就職した方が2人いらっしゃるそうです。訓練校側は、インターンシップを行っていることをもっと事業所側に知っていただきたいと話されていました。

具志川職業能力開発校の西昇校長は「訓練を通じて生徒の自立心が育つ。この販売実務科の設置が障害者の社会進出のきっかけの一つになる」と話していました。

生徒さんにうかがったところ、好きな科目は電卓・OA機器操作・IT基礎のことでした。また苦手な科目はマルチラッパーとのことです。就職へ向け、皆さん目を輝かせながら真剣に授業に取り組んでおられたことが印象的でした。



### 問い合わせ先

沖縄県雇用労政課  
TEL: 098-866-2366  
具志川職業能力開発校  
TEL: 098-974-7465

## ファミリー・サポート・センターの紹介

ファミリー・サポート・センターは、県内に4ヶ所（育児）で設置され、今年新たに2ヶ所設置される予定です。育児の援助を受けたい方（依頼会員）、援助を行いたい方（提供会員）は、下記センターに申し込み、会員登録していただくようお願いします。

### ■名護市ファミリー・サポート・センター

（所在地）〒905-0014 名護市港2-1-1（名護市中央公民館1階内）  
 （開所時間）月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで（8時まで携帯受付）  
 （報酬基準）通常活動（月～金 7:00～19:00）1時間あたり600円  
 （その他）（土、日、祝祭日、早朝・夜間）1時間あたり700円  
 （援助対象児）おおむね生後5ヶ月～12歳（小学生）

### ■沖縄市ファミリー・サポート・センター

（所在地）〒904-2171 沖縄市高原7-35-1（沖縄市福祉文化プラザ内）  
 （連絡先）TEL：098-933-1234 FAX：098-930-2886  
 （開所時間）月～金曜日 午前8時30分から午後6時まで  
 （報酬基準）通常活動（月～金 7:00～19:00）1時間あたり600円  
 （その他）（土、日、祝祭日、早朝・夜間）1時間あたり700円  
 （援助対象児）0歳～15歳（中学生）

### ■那覇市ファミリー・サポート・センター

（所在地）〒901-0155 那覇市会城3-5-4（那覇市社会福祉協議会内）  
 （開所時間）月～金曜日 午前9時から午後6時まで  
 （報酬基準）通常活動（月～金 7:00～19:00）1時間あたり600円  
 （その他）（土、日、祝祭日、早朝・夜間）1時間あたり700円  
 （援助対象児）おおむね生後3ヶ月～12歳（小学生）

### ■宮古島市ファミリー・サポート・センター

（所在地）〒906-0013 宮古島市平良字下里442（宮古島市働く女性の家内）  
 （連絡先）TEL（兼FAX）：0980-73-5245  
 （開所時間）火～土曜日 午前8時30分～午後9時まで  
 日曜日 午前8時30分～午後5時まで  
 （報酬基準）通常活動（月～金 7:00～19:00）1時間あたり600円  
 （その他）（土、日、祝祭日、早朝・夜間）1時間あたり700円  
 （援助対象児）おおむね生後3ヶ月～12歳（小学生）

### ■うるま市ファミリー・サポート・センター 18年4月設立

（所在地）〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1（うるま市役所保育課内）  
 （連絡先）TEL：098-973-5427 FAX：098-973-9819  
 （開所時間）月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで  
 （報酬基準）通常活動（月～金 7:00～19:00）1時間あたり600円  
 （その他）（土、日、祝祭日、早朝・夜間）1時間あたり600円  
 （援助対象児）おおむね生後3ヶ月～小学校3年生

### ■浦添市ファミリー・サポート・センター 18年5月設立

（所在地）〒901-2121 浦添市内間2-18-2（浦添市地域福祉センターB棟1階内）  
 （開所時間）月～土曜日 午前9時から午後6時まで  
 （報酬基準）通常活動（月～土 7:00～19:00）1時間あたり600円  
 （その他）（日、祝祭日、早朝・夜間）1時間あたり700円  
 （援助対象児）おおむね生後3ヶ月～12歳（小学生）

◆ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせは◆

沖縄県観光商工部雇用労政課 TEL098-866-2366

## ゆいワークのお知らせ



電話 098-929-4001 FAX 098-929-4002  
<http://www.yuiwaku-oki.jp>

〒904-0014 沖縄市仲宗根町35番8号

ゆいワーク  
 (財)沖縄中部労働者福祉サービスセンター

## 厚生労働省方式 社内コミュニケーション診断（RCS）

### 中小企業の皆さん受けてみませんか！

#### ■ RCS とは？

★厚生労働省方式社内コミュニケーション診断の略称で、いわば企業の健康診断です。

#### ■ 診断は簡単で安心です

★実施時間はわずか約 30 分です。

★マークシート及び自由意見記入による診断で無記名で行います。

★会社員一斉に実施します。

★集計・診断はコンピューターにより行います。

★診断は無料です。

#### ■ RCS の効果

★労働管理上の問題点を指摘することができます。

★社員の参加感を高めます。

★経営者の管理意欲を向上させます。

★経営の効率化に大きな役割を果たします。

★社員の公平・不満を解消します。



#### 【問い合わせ先】

沖縄県観光商工部雇用労政課

TEL : 098-866-2366 FAX : 098-866-2355

沖縄県労政・女性就業センター

TEL : 098-941-4750 FAX : 098-941-4751

## 中小企業退職金共済制度とは

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

#### ● 中退共制度の特色

★国の制度なので安全・確実・有利です。

★適格退職年金制度からの移行先の一つです。

★料金を納めるだけで企業の実態にあった退職金制度を手軽にもつことができます。

★料金の一部を国が助成します。

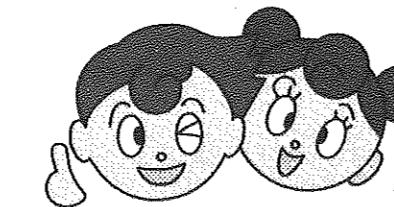
★掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税扱いです。

★過去の勤務期間通算や、企業間を転職した場合などの通算ができます。

#### ● 掛金の種類

月額 5,000 円から 30,000 円までの 16 種類です。

短時間労働者（1 週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ 30 時間未満の従業員）は、2,000 円・3,000 円・4,000 円の特例掛金でも加入できます。



ちゅう太くん きょう子ちゃん

沖縄県雇用労政課

TEL 098-866-2366

<http://www.Pref.Okinawa.jp/roseil>

中退共福岡相談コーナー

TEL 092-631-2551

〒 812-0054

福岡県福岡市東区馬出 1-13-10

福岡県不動産会館会 2 階

## 御存知ですか？ 65歳までの雇用確保措置！

### 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が一部改正されました。

#### 1. 高年齢者の安定した雇用の確保

【平成 18 年 4 月 1 日施行】

##### （1）高年齢者雇用確保措置の義務化

定年（65 歳未満）の定めのある事業主は、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 定年年齢の 65 歳までの引き上げ
- ② 65 歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定めの廃止

※労使協定により②の継続雇用制度の対象となる基準を定め、当該基準に基づく制度を導入した場合は②の措置を講じたものとみなす

基準については、「書面による協定」の策定、就業規則の改定・届出を要しますので早めの対策をお願いします。

##### （2）65 歳までの雇用確保措置に係る年齢の段階的引上げ

（年金の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせて）

- ・平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月 62 歳まで
- ・平成 19 年 4 月～平成 22 年 3 月 63 歳まで
- ・平成 22 年 4 月～平成 25 年 3 月 64 歳まで
- ・平成 25 年 4 月～ 65 歳まで

平成 18 年 4 月 1 日からは、少なくとも 62 歳までの雇用確保措置を講じなければなりません（平成 25 年 4 月 1 日以降は、65 歳までの雇用義務）。

#### 2. 高年齢者等の再就職の促進

【平成 16 年 12 月 1 日施行】

##### （1）求職活動支援書の作成・交付の義務化

###### ・交付対象者

解雇等による高年齢者等（45 歳以上 65 歳未満）離職予定者が再就職を希望し事業主に交付を求めた場合

###### ・再就職援助担当者の選任

##### （2）労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

###### ・上限年齢が 65 歳以下のもの

#### 3. シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の特例

【平成 16 年 12 月 1 日施行】

###### ・一般労働者派遣事業 → 許可を届出

## 労働条件書面明示強化月間

沖縄労働局 労働基準部監督課

◆3月は、「労働条件書面明示強化月間」です。

事業主は、パートタイム労働者を含め、すべての労働者を採用する時には、労働条件を書面の交付により明示する必要があります。これは、労働基準法第15条に定められたすべての事業主の義務です。

明示しなければならない労働条件の範囲は次の①～⑯で、そのうち①～⑤については書面による明示が義務づけられています。

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項
- ⑥昇給に関する事項
- ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに支払の時期に関する事項
- ⑧臨時の賃金、賞与及び最低賃金額に関する事項
- ⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩安全及び衛生に関する事項
- ⑪職業訓練に関する事項
- ⑫災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬表彰及び制裁に関する事項
- ⑭休職に関する事項

なお、詳細については、下記へお問い合わせ下さい。

労働条件明示のためのモデル様式「労働条件通知書」（沖縄労働局のホームページで、様式がダウンロードできます。また記載例も掲載されています。）が、ありますので活用して下さい。

お問合せは、

沖縄労働局 (<http://www.renjiyu.net/okirodo/>)

労働基準部監督課 098-868-4303

又は最寄りの各労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 098-868-8033

沖縄労働基準監督署 098-982-1263

名護労働基準監督署 0980-52-2691

宮古労働基準監督署 0980-72-2303

八重山労働基準監督署 0980-82-2344

## 育児・介護休業法のポイント

### 育児・介護休業等に係る助成金等のお知らせ

沖縄労働局 雇用均等室

■事業主の皆様、平成17年4月に育児・介護休業法が改正されましたが、就業規則の育児・介護休業規定の改正はお済みですか。まだ改正をしてない事業所におかれましては、次の点を参考にしていただき、育児・介護休業規定の改正をよろしくお願ひいたします。

改正事項	改 正 事 項	改 正 前
育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業が取れます	期間を定めて雇用される者は対象外
育児休業期間の延長	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業できます	子が1歳に達するまで
介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通常して（のべ）93日までです	対象家族1人につき1回限り期間は連続3か月
子の看護休暇の創設	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できます	事業主の努力義務

■上記以外に次の点も育児・介護休業規定に入っているか、確認して下さい。規定が必要です。

時間外労働の制限 深夜業の制限	小学校就学前の子を養育する労働者又は常時介護を必要とする状態にある家族の介護を行う労働者が ・時間外労働の制限を請求したときは、1か月に24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせることはできません。 ・深夜業の制限を請求したときは、深夜（午後10時～午前5時）労働させることはできません。
勤務時間の短縮等の措置	3歳未満の子を養育する労働者又は介護休業取得可能な労働者が利用できるように、事業主は次のいずれかの措置を講じなければなりません ・短時間勤務の措置、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上・繰下、育児・介護費用の援助措置（育児のみ、所定外労働の免除・託児施設の設置運営）

## 育児・介護両立支援助成金等

仕事と家庭の両立を応援します。両立しやすい職場環境づくりにご活用下さい。

育児休業代替要員確保等助成金	育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定し、育児休業者の休業期間中に代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、助成金を支給（代替要員の確保は、新たに雇い入れた場合、派遣労働者の利用等どちらでも可）
育児・介護費用助成金	労働者が育児・介護サービスを利用する時に、かかった費用について事業主が全部又は一部を補助した場合、一定割合支給
育児両立支援奨励金	小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる勤務時間短縮等の制度を新たに就業規則に制度化し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用した場合に、事業主に支給
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	育児休業あるいは介護休業を取得する労働者が、スムーズに職場復帰できるようなプログラムをあらかじめ作り、それに基づき実施した分について奨励金を支給

助成金の支給要件は育児休業・介護休業の規定が整備されている事、その他詳細は

(財) 21世紀職業財團沖縄事務所（電話098-869-9076）にお問い合わせ下さい

育児休業・介護休業制度の規定整備に関する事は

沖縄労働局雇用均等室（電話098-868-4380）にお問い合わせ下さい

# 平成 18 年度労働保険の年度更新

## 手続きは、お早めに！

期間は平成 18 年 4 月 1 日から 5 月 22 日まで

### ● 年度更新とは

労働保険（労災保険・雇用保険）は、毎保険年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）の初めに、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算することとなっています。

そこで、前年度に申告した概算保険料の精算（平成 17 年度の確定保険料）と新年度の概算保険料（平成 18 年度概算保険料）の申告・納付が必要となります。

これらの手続きを同時に行なうことを「年度更新」といいます。

この「年度更新」の手続きは、算定の結果、

確定保険料が 0 円となるような場合であっても必ず行ってください。

### ● 年度更新手続の期間

更新にかかる保険料の申告・納付期間は 4 月 1 日から 5 月 22 日までとなっていますので、必ずこの期間内に申告・納付の手続きを行なっていただきますようお願いいたします。

### ● 労働保険料の申告・納付

労働保険料は、申告書・納付書を切り離さずに最寄りの金融機関・郵便局においても直接、申告・納付の手続きを行うことができます。

### ◆ 労働保険は社員と家族を守る大切な保険です ◆

労働保険料申告・納付に関する手続きの集合受付及び記載指導も予定しておりますので、御利用ください。日程につきましては、申告書の封筒に御案内しております。

お問い合わせは沖縄労働局労働保険徴収室（TEL098-868-4038）又は最寄りの労働基準監督署まで。

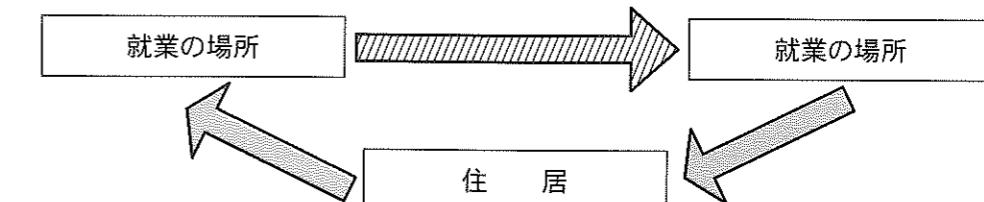
# 労災保険の通勤災害保護制度が 拡大されます

平成 18 年 4 月 1 日から、複数就業者の事業場間の移動中の災害と、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動中の災害が、通勤災害として労災保険給付の対象になります。

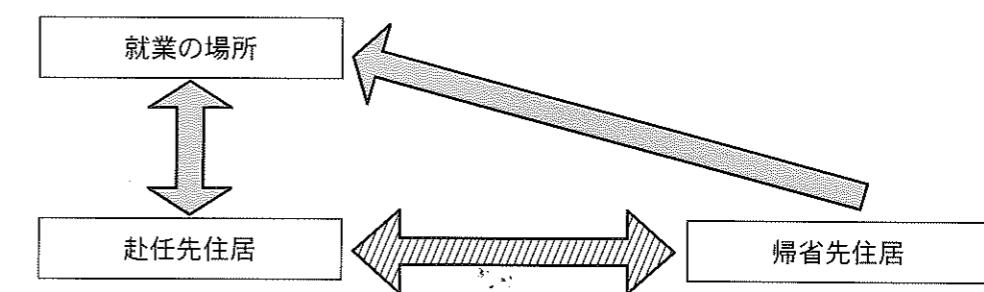
### 改正のポイント

矢印の移動中災害が、新たに保護の対象となります  
(黒い矢印の移動中の災害は、現行制度で保護されています)

#### 1 複数就業者の事業場間移動



#### 2 単身赴任者の住居間移動



### ■ 通勤災害保護制度とは

○労災保険の適用事業に雇用される労働者が、通勤途上の災害に遭った場合に、業務災害（通勤中の災害）の場合と同内容の保険給付を行なう制度です。

○従来、「通勤」とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することとされていましたが、平成 18 年 4 月 1 日から、次の①、②の移動も、保険給付を受けられる「通勤」となります。

#### ①複数就業者の事業場間移動

○2 か所の事業場で働く労働者が、1 つめの就業の場所で勤務を終え、2 つめの就業の場所へ向かう途中に災害に遭った場合、通

勤災害となります（3 か所以上の事業場で働く方についても同様です）。

※一定の要件があります。

#### ②単身赴任者の住居間移動

○単身赴任者（転任に伴い、転任直前の住居から転任直後の就業の場所に通勤することが困難となったため住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者等と別居している労働者）が、赴任先住居と帰省先住居との間を移動している途中に災害に遭った場合、通勤災害となります。

※一定の要件があります。

詳細については、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 労働安全衛生法の改正について

昨年11月2日に「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、一部を除いて本年4月1日に施行されます。労働安全衛生法（安衛法）以下4法を改正する法律です。そのうち安衛法については、以下のとおりです。

### 安衛法の改正の背景等

- ① 労働災害の減少傾向に鈍化がみられ、労働災害のうち重大災害は増加傾向にあること。これらの要因として、危険・有害性の調査や調査結果に基づく対策の不備等が指摘されていること。
- ② 業務請負・派遣等の増大、合併・分社化の進行、就業形態の多様化等がすすんでいること。
- ③ 仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が増加していること。また、一般健康診断の有所見率は年々増加しており、特に高脂血症等の所見が増加していること。
- ④ 職場における化学物質が多様化しており、化学物質による疾病、爆発・火災等が発生していること。

### 安衛法の主な改正事項

#### I 危険・有害性の調査と必要な対策を講じる努力義務及び届出免除措置

事業者は、化学物質の危険・有害性について、調査を行い、必要な対策を行うよう努めることとされた。また、製造業・建設業等の事業者は、化学物質、機械設備、作業行動等の危険・有害性について、調査を行い、必要な対策を行うよう努めることとされた。

改正安衛法については、沖縄労働局労働基準部安全衛生課又は各労働基準監督署へお問い合わせください。

これらの調査及び対策を行ったうえで、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用している等の条件を満たすものとして、労働基準監督署の認定を受けた場合には、

機械・設備の設置等の事前届出を免除することとされた。

#### II 製造業の元請業者による安全衛生管理の実施義務

製造業の元請業者は、各業者間の作業について、連絡・調整の実施、クレーン運転の合図の統一等を行うべきこととされた。

#### III 発注者による危険・有害情報の提供

化学設備等の改造、修理、清掃等の発注者は、設備内立入作業等について、請負者に対して化学物質の危険・有害性等を事前に文書で交付すべきこととされた。

#### IV 化学物質の危険性の表示義務

化学物質の提供等を行う者は、容器等の表示について、有害性にとどまらず、危険性も表示すべきこととされた。

#### V 健康診断事後措置の医師意見の報告義務

事業者は、健康診断の事後措置について、医師意見を聴取するにとどまらず、衛生委員会等へ医師意見を報告すべきこととされた。

#### VI 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施義務等

事業者は、時間外労働が月100時間を超え、疲労の蓄積が認められ、面接指導を受けることを申し出ている労働者について、医師による面接指導を実施すべきこととされた。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日：基金の創設	平成18年2月10日
救済給付の支給	平成18年3月31日までの間において政令で定める日（施行日）
申請受付開始日	施行日の1週間前から開始
事業者からの費用徴収	平成19年4月1日

※制度全体について5年後に見直し

### 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

#### 事業者

- ① 全事業主
- ※労働保険徴収システムを活用
- ② 一定の要件に該当する事業主（石綿との関連が深い事業主）から追加費用を徴収

#### 国

- 平成17年度補正予算により基金に拠出
- 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

#### 地方公共団体

- 国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を平成18年度以降一定期間で基金に拠出

### 石綿健康被害救済基金

(独)環境再生保全機構に設置

石綿に起因する指定疾病

- ・中皮腫
- ・肺がん

#### 救済給付

- ・医療費（自己負担分）
- ・療養手当（約10万円／月）
- ・葬祭料（約20万円）
- ・特別遺族弔慰金（280万円）・特別葬祭料（約20万円）（法施行前の死亡者の遺族に対する救済給付）

### 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

#### [特別遺族給付金の支給]

- ① 対象者：指定疾病等により死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- ② 給付額：特別遺族年金原則240万円／年  
※特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③ 財源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

## 団体交渉と不当労働行為について

### Q <相談内容>

私の会社では、最近経営状態が悪いため、社長から賃金体系を見直したいとの話がありました。私を含め何人かの社員が不安を感じ、話し合って労働組合を結成しました。先日、社長に対し、労働組合の結成を通知するとともに、今後の賃金体系について団体交渉を申し入れました。ところが、社長は、「多忙である」、「誰が組合に入ったのか。全員の名前を言え」などと繰り返すばかりで、団体交渉に応じようとはしません。約1ヶ月後、やっと団体交渉が行われたのですが、会社側を代表して出席した役員は「社長でないとわからない」と述べるばかりで交渉が進展しません。どのように対処すればよいでしょうか。

### A <相談回答>

労働組合は、組合員となる労働者の労働条件の維持、向上を図るために、使用者と話し合う（団体交渉）などの活動をする団体で、法律で保護されています。また、使用者が、労働組合との団体交渉を正当な理由なしに拒否することは、法律で禁止されています。

### P <ここがポイントです>

1. 労働組合が労働条件の維持、改善を求めて使用者と行う話し合いを「団体交渉」という。使用者の中には、労働組合が結成されると、驚いて団体交渉を拒否したり、組合員名簿の提出を執拗に求めるなどの場合があるが、労働組合としては、あくまで冷静に対処し、使用者に対して、組合結成の必要性や正当性を説明することが肝要である。なお、結成通知や団体交渉申し込みの形式上の最低条件は、労働組合が結成されたこ

とと代表者を明らかにすることであり、全組合員の氏名や組合規約を明らかにすることを義務づけられているものではない。

2. 労働組合が結成された直後は、労使とも不慣れなことから、感情的になりがちであるが、冷静な態度で正常な話し合いの場をつくるよう心がけるべきであり、罵詈雑言を浴びせたり、誹謗中傷すること等は厳に慎むべきである。また、根拠のない曖昧な話をするのではなく、十分な資料を整えて交渉に臨むことが望ましい。また、団体交渉を行う前に、「日時」「場所」「出席者」「議題」等について労使で取り決めておくことが望ましい。このようなルールがないと、実質的な交渉に入る前に交渉の手続きをめぐって無用な混乱を招くおそれがある。

3. 労働組合法では、「使用者は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由がなくて拒むことをしてはならない」と規定しており、団体交渉を「正当な理由」なく拒むことは、不当労働行為として法律で禁止されている。しかし、使用者が形式的に労働組合と面会していれば団体交渉を行ったことになるのではなく、労働組合の要求に対し、その内容を検討することもなく頭からはねつける、十分な説明や資料の提示をすることなく拒否回答をするなどの不誠実な団体交渉を行うことも、不当労働行為に当たる。また、使用者が何ら合理的な理由なく、交渉時間や交渉人員を一方的に制限したりすることも不当労働行為に当たる場合がある。

## 平成17年 取扱事件の概況

今回は、平成17年に当委員会で取り扱った各種事件の概況をご紹介します。

平成17年の各種事件の取扱件数は、不当労働行為審査が2件、労働争議の調整（あっせん）が6件、個別労働関係紛争あっせんが2件となっています。

### 1 不当労働行為審査

新規に係属した申立ては、公務関係の労働組合から労働組合法7条2号（団体交渉拒否）および同3号（不利益取扱）該当としてなされたものが1件、製造業の労働者が解雇後に加入した合同労組から同2号該当としてなされたものが1件の計2件となっています。

係属性数			終結状況					次年繰越		
前年繰越	新規申立	計	命令決定	和解	取下	計	平均調査回数	平均審問回数	平均所要日数	
0	2	2	0	0	1	1	2	0	72	1

注) 各平均は、年内に終結した事件の平均値

### 2 労働争議の調整（あっせん）

近年、解雇やその他の経営または人事に関する内容を調整事項とする事案が増えており、また、合同労組からの申請も増加傾向にあります。

#### (1) 取扱件数

新規に係属した6件すべて労働組合（うち合同労組3件）からの申請

係属性数			終結状況					次年繰越		
前年繰越	新規申立	計	解決	打切	取下	計	平均調査回数	平均審問回数	解決率(%)	
0	6	6	2	1	2	5	1.4	34	66.7	1

注) 各平均は、年内に終結した事件の平均値

#### (2) 調整事項

解雇や団体交渉促進を主な調整事項とする事例が多い。

賃金増額	一時金	定年制	有期雇用	解雇	団交促進	その他	計
1	1	1	1	3	3	1	11

注) あっせん申請には複数の調整事項があるので計と申請件数は一致しない。

#### (3) 業種

公務以外の各業種はいずれも従業員100名以下の規模

運輸業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	公務	計
1	1	1	1	2	6

### 3 個別労働関係紛争あっせん

新規に係属した2件の申請は、いずれも医療・福祉関係の職場の労働者からなされたもので、あっせん事項は、主に解雇などの経営または人事に関する内容でした。

係属性数			終結状況					次年繰越		
前年繰越	新規申立	計	解決	打切	取下	計	平均調査回数	平均審問回数	解決率(%)	
0	2	2	2	0	0	0	1.5	25	100	0

注) 各平均は、年内に終結した事件の平均値

#### 《事務局から一言》

労働委員会のあっせん等には費用がかかりません。お気軽にご相談ください。

また、統計資料などについては当委員会ホームページでもご覧になることができます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）

【TEL】098-866-2551 【ホームページ】<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>

【FAX】098-866-2554 【Eメール】xx160008@pref.okinawa.jp

# 沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	完 全 失 業 率	一般職業紹介状況			消費者物価指数 H12=100			
	一般労働者		パートタイム労働者				有 効		就職件数				
	全 国	沖 縄 県	全 国	沖 縄 県			求職者数	求 人 数		那 霸 市	全 国		
平成7年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
8年	34,684	226,701	5,961	43,677	33	5.8	20,429	3,777	0.18	1,270	98.0		
9年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	98.2		
10年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	99.4		
11年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	100.2		
12年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	100.2		
13年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	100.0		
14年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	99.0		
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	97.9		
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	97.6		
	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	97.7		
17年1月	32,105	273,784	10,779	86,442	50	7.7	31,479	14,936	0.44	2,408	97.0		
2月	31,894	273,117	10,851	87,965	48	7.4	31,990	15,462	0.44	2,436	96.9		
3月	31,760	271,350	10,834	88,928	51	8.0	34,458	16,806	0.42	2,810	97.3		
4月	32,334	273,520	10,730	91,516	47	7.3	36,488	16,067	0.44	2,278	96.8		
5月	32,346	274,991	10,814	91,486	51	7.8	37,399	15,312	0.45	2,470	97.4		
6月	32,351	276,124	10,904	90,216	50	7.7	37,022	14,805	0.45	2,836	97.0		
7月	32,339	272,500	10,951	97,229	45	7.0	36,199	14,328	0.40	2,539	96.8		
8月	32,315	270,676	10,937	99,970	51	7.9	35,537	14,189	0.40	2,445	96.8		
9月	32,219	273,392	10,966	96,458	58	8.9	35,458	14,691	0.41	2,582	96.9		
10月	32,174	273,680	11,043	96,075	58	8.8	36,149	15,113	0.42	2,652	96.7		
11月	32,192	274,178	11,035	95,094	52	7.9	34,950	14,736	0.42	2,358	96.4		
12月	32,228	275,256	11,038	97,513	52	8.0	31,555	13,748	0.44	2,000	96.6		
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課				

項目 年月	労働時間の動き				賃金の動き							
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全 国	沖 縊 県										
平成7年	159.1	164.8	147.7	155.7	11.4	9.1	408,864	318,395	308,023	248,230	100,841	70,165
8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年1月	143.6	152.0	131.4	143.4	12.2	8.6	312,710	233,241	298,172	232,189	14,538	1,052
2月	148.3	147.6	136.0	139.6	12.3	8.0	303,358	229,821	299,038	228,714	4,320	1,107
3月	153.8	155.0	141.3	146.1	12.5	8.9	313,062	235,273	300,451	232,098	12,611	3,175
4月	158.1	155.0	145.2	146.2	12.9	8.8	311,690	236,791	304,121	235,456	7,569	1,335
5月	146.0	150.3	134.0	142.4	12.0	7.9	305,479	231,008	298,291	229,362	7,188	1,646
6月	158.4	155.6	146.2	148.3	12.2	7.3	569,304	389,115	300,827	231,293	268,477	157,822
7月	155.2	155.2	142.8	147.4	12.4	7.8	452,383	280,320	301,014	231,261	151,369	49,059
8月	151.0	156.6	139.0	148.5	12.0	8.1	312,040	260,538	299,639	233,253	12,401	27,285
9月	153.1	153.1	140.9	145.6	12.2	7.5	305,169	232,327	300,525	231,796	4,644	531
10月	152.7	153.2	140.1	145.3	12.6	7.9	307,531	233,006	302,250	232,567	5,281	439
11月	155.2	153.5	142.4	145.0	12.8	8.5	329,150	237,631	303,530	232,413	25,620	5,218
12月	153.7											